

議案第三十一号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業所内保育事業（第四十四条―第五十条）」を

「第五章 事業所内保育
第六章 雑則（第五十

事業（第四十四条―第五十条）

に改める。

一条）

第七条第一項中「第三号」を「以下この条」に改め、同項第三号中「この号」の下に「及び

第四項第一号」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録)

第五十一条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十二号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令

和三年厚生労働省令第五十五号)の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部改正を踏まえ、電磁的記録に係る規定を整備
するため、本案を提出いたします。